

提出された意見の要旨と区の考え

No.	項目	意見の要旨	区の考え
1	第1章 「計画策定の概要」	子どものいるすべての世帯に周知（送付）してほしい。子どもの社会参加、つながりづくりは非常に大切であり、今後もぜひ続けていただきたい。	【計画の周知方針】 子どもの貧困は複雑・多様な要因により生じており、その解決のためには、地域全体で子どもたちを包み込むような支援が必要です。本プランにおいては、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」を重要な考え方に位置付けており、区民の皆様や地域で支援活動をされている地域活動団体等の皆様と手を携えて、子どもの貧困問題の解決に取り組んでまいります。
2	第1章 「計画策定の概要」	区民や地域活動団体の自主的な活動の活性化と連携強化のために、あらゆる機会を捉えて計画を積極的に周知してほしい。支援する・される関係は一方通行ではないので、スティグマとにならないよう、助け・助けられる関係の構築を推進してほしい。	そのためには、ご意見にあるように区民一人ひとりや関係機関等において、子どもの貧困に関する現状や背景、本プランの内容を正確にご理解いただくことが何より重要と考えております。
3	第1章 「計画策定の概要」	p.82にあるように子どもの貧困について「気づきの場」となるのは、学校・保育園・児童館などが考えられる。教育現場に貧困のリスクについて情報を徹底する必要がある。	ホームページ等の各種媒体での周知に加え、地域の皆様に本プランを直接ご説明する場を設けるなど、積極的な周知・意識啓発に取り組んでまいります。
4	第1章 「計画策定の概要」	地域力推進会議、自治会町会長会議などで、子どもの状況や貧困について情報を提供して実態を多くの人に伝えてほしい。行事などを通じて地域の大人との関わりは、見守られていると感じさせ自己肯定感を持たせられる。貧困世帯の視点から援助を考え、自立できるように応援することが大切である。	
5	第1章 「計画策定の概要」	調査が行われたことは、施策を探るための第一歩で、まとめられたことはよかったと思う。国の相対的貧困率は16.3%、大田区の生活困難層が21.0%とのこと。実際にはもっと多くの子育て世帯が、生活に困難を抱えていると思われる。生活困難層・非生活困難層という分け方だけでなく、また、ひとり親がどうかだけでなく、子どもを育てている世帯全体への抜本的な子どもの生活応援プランが必要。	【計画の対象】 本プランの策定に当たり、世帯収入のほか家庭や子ども自身の生活の場面での困難さに着目し「生活困難層」と定義いたしました。 本区における生活困難層は21.0%となりましたが、これに該当しない「非生活困難層」についても少しのきっかけで生活困難層に移行することが想定されます。また、子どもの貧困については、

6	第1章 「計画策定の概要」	貧困の家庭のみを支援することで、ねたみや差別が起こらないよう、すべての子育てを底上げすることが望ましい。	対象とされ支援を受けることへの抵抗感も、この問題の解決を困難にしていると言われてます。 区といたしましては、対象を限定的に捉えることなく、すべての子どもを幅広く支援していくことが子どもの貧困対策に有効と考え、さまざまな施策を総合的に実施してまいります。
7	第1章 「計画策定の概要」	本素案は主にひとり親家庭への支援に視点が向けられているが、p.16の「A 世帯構成」を見ると、ふたり親世帯の生活困難層も73.3%なので注視すべき。	
8	第1章 「計画策定の概要」	p.58に日本語教室が掲載されているが、子どもの貧困と日本語教育の関連性が調査では明示されていない。計画に盛り込むべき根拠は何か。	
9	第2章 「区の子どもの現状」	貧困率が高いとされるひとり親家庭のサンプルが無作為抽出の2,000件にとどまっている。なぜ全件調査としなかったのか。今後、毎年児童育成手当受給世帯にアンケート調査するなどの情報交換をしたらどうか。	【今後の実態把握】 本プランの策定に当たり、本区における子どもの状況を把握する必要があると考え、専門家である学識経験者のアドバイスの下「子どもの生活実態調査」及び「ひとり親家庭の生活実態に関する調査」を実施しました。 本プラン及び各施策の効果を検証するためにも、社会経済状況や本区の子どもを取り巻く環境の変化を把握することは必要と考えております。平成28年度に実施した調査のさらなる分析に加え、計画期間中における実態調査についても検討してまいります。
10	第2章 「区の子どもの現状」	本素案のアンケート対象者は小5の保護者・本人となっているが、子どもが中学生になると、アンケートの項目にある状況は、より厳しくなっていく傾向にあり、追跡調査や各世代の細かなニーズも把握する必要があると思う。	
11	第3章 「施策展開」	p.54の指標4で、ひとり親に対する就業支援事業利用者の方の就業者数との指標があるが、そもそも就業支援事業の利用者数が多くない中では、就業支援事業へ困難家庭がアクセスしたかどうかを目標とすべきではないか。	【指標設定】 指標については、本プラン全体の効果などを検証するものとして一定の相関関係があることに加え、数値の把握の可能性等も踏まえ設定いたしました。個別事業の効果検証においては、本プランに掲げる指標のほか、各種事業実績数値も活用しながら実施してまいります。なお、「本計画の推進に資する事業を担う活動団
12	第3章 「施策展開」	p.54の指標8で、本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数を指標とするならば、現在の活動団体・拠点を具体列挙	

		すべきではないか。	体・拠点数」の直近値については、平成 29 年度に調査を行い把握することを予定しております。
13	第 3 章 「施策展開」	子どもの自己肯定感を高めるには、担任教員が寄り添い、きめ細やかに目配りできる少人数学級にし、クラスの中で子どもたちの育ちあいを支援するような施策が大切である。	【少人数学級について】 小学校第 1・第 2 学年では、35 人学級とし、小学校低学年での指導やきめ細かな目配りを行っております。その他の学年については、政府が国会において前向きな答弁を行っていることから、国や東京都の動向を注視してまいります。
14	第 3 章 「施策展開」	低学年の算数少人数指導やサポートルームについて、教室や教材教具などの環境整備を十分な予算と体制をもってしっかり整備してほしい。	【学校教育における学習環境の整備について】 教材教具につきましては、1 年度分の予算を各小中学校に配当し、学校で必要な物品を購入しています。配当額では不足する場合や、特に高額な費用を要する場合は、別途学校と協議の上、必要な予算を措置しています。今後も学習環境の整備に努めてまいります。
15	第 3 章 「施策展開」	学習支援は、家庭の生活応援と連動させ、小学生から開始し、中学生までを視野に展開を。	【学習支援事業について】 学力の向上は、すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、また、将来の貧困の連鎖を断ち切るためにも重要です。各部局で実施している事業や学習支援を展開している NPO 法人等との連携を図りながら、切れ目のない支援を行ってまいります。
16	第 3 章 「施策展開」	子どもの学習支援事業を小学校にも広げていくか、学校での補習教室に力をいれ、基礎学力が低下した状態で中学に進学させないように努力してほしい。学習支援と生活支援はともに進行しなければならない。	また、学習支援の場も、子どもの居場所のひとつとして、子どもの心に寄り添える支援のあり方を検討してまいります。
17	第 3 章 「施策展開」	p. 27・28 にあるように学習についていけないこと、それを補てんする機会が少ないことは長期的な損失につながる。学校についていけない子どもを学校に戻す政策に限らず、学校外でも子どもが学び、育つ社会的環境作りのために、子どもを支援する任意団体・NPO（フリースクール）等での時間が公的・社	

		会的に認められることが必要と考える。	
18	第3章 「施策展開」	小中学校の不登校対策などを個別施策にいれているが、大田区にある都立高校生徒の多くは大田区民であり、学力考査なしで進学した場合、学力が高校レベルに達しておらず、補習の負担が重いとの現実がある。区内の都立高校と大田区教育委員会との連携も進めるべき。	<p>【都立高校との施策連携について】</p> <p>中学校までの学力の定着を確実にしておくことは、その後の進学や就職に大変重要であると考えております。区では、習熟度別少人数指導や放課後補習教室の実施により、中学生の学力向上に取り組んでいるほか、来年度からは、六郷工科高校と連携し、中学生の入学時の学力の課題についての情報提供や同校の特徴である「デュアルシステム科」への進路指導の推進等に取り組んでまいります。</p>
19	第3章 「施策展開」	定時制高校を、未成年が「働きながら学ぶ」道として将来に希望が持てるものにするために、夜間定時制高校の在校生と卒業生の雇用促進の施策を実施してほしい。	
20 ～ 23	第3章 「施策展開」	雪谷高校定時制が廃校の危機にあるとのことだが、中学校卒業後に行き場のない子のセーフティネット、最後の砦として存続を大田区から働きかけしてほしい。 (同趣旨意見ほか3件あり)	<p>【定時制高校生徒への就労支援について】</p> <p>(公財)大田区産業振興協会事業である大田区内企業と若者のマッチング事業、ハローワーク大森と共催するイベントなどを通し、定時制高校生徒への就労支援につながる情報提供に努めてまいります。</p> <p>【定時制高校存続への働きかけについて】</p> <p>定時制課程の高校は、勤務に従事するなどさまざまな理由で全日制に進めない青少年の学びの場として重要であると認識しています。</p> <p>昨年2月、東京都が発表した「都立高校改革推進計画・新実施計画」では、多様化する生徒や保護者のニーズに応えるため、チャレンジスクールの新設・規模拡大や昼夜間定時制高校の規模拡大も併せて提示しており、引き続き、国や東京都の動きを注視し</p>

			ていく考えです。
24	第3章 「施策展開」	教育経費の自己負担軽減のために以下の実現を要望する。 ・放課後の補習、受験用学習の経費補助拡充 ・義務教育以降の全定高校、専門学校、大学などの学習補助 ・学習旅行費、教材費、体育関係医療費等の補助拡充 ・所得制限のない大田区独自の給付制奨学金制度の確立	【生活に関する直接給付について】 子どもの貧困は複雑・多様な要因が複合的に作用し生じています。子どもの貧困という課題の抜本的な解決を図るためには、各種手当等の直接給付のみならず、子どもや保護者が生活しやすい環境の整備、さらには地域における支援の広がりに向けた取組みなどが重要と考え、多様な施策を複合的かつ多角的に実施してまいります。
25	第3章 「施策展開」	学校の教材費の公費負担（月1万弱）が必要ではないか（他区で公費でドリル・テスト等購入事例あり）。	
26	第3章 「施策展開」	学用品が必要なのが年度の始めであるため、就学援助費の振り込みを出来るだけ年度初めに近づけることはできないか。	【学習経費の公費負担について】
27	第3章 「施策展開」	具体的な生活実態に対する直接支援を増やしてほしい（入学準備金の年度内支給、給付型奨学金創設と所得制限の緩和、ひとり親・多子世帯への教育費支援、水道光熱費支援、住宅ローン減税の優遇）。	教材等については、共用で使用するものは公費負担とし、個人（児童・生徒）が所有して使用するものは私費負担を原則としています。ただし、卒業文集やスポーツの各種大会参加費等は公費で負担しています。
28	第3章 「施策展開」	直接的で新しいプランを期待する。 ・給食費値下げ ・就学援助（特に中学校入学準備金）前倒し支給 ・学力によらない給付型奨学金の新設 ・公立の夜間高校の増設 ・保育園の入所要件緩和（失業中でも園にいられるようにしてほしい）	【給付型奨学金について】 区では、平成26年度から区民の寄付金を財源に給付型奨学金を創設し、大学等入学金相当額として上限額30万円を毎年度40人程度に支給しております。また、奨学金貸付制度は、対象を大学等まで含むことや貸付実績など、他区と比較しても有意な制度となっております。貸付制度として永続的により多くの学生を効果的に支援してまいります。
29	第3章 「施策展開」	家賃、住宅費や食費の支援、給食費の無償化、入学時や部活に必要な学用品、服などを支給したらどうか。	
30	第3章	計画対象が「妊娠期から18歳が対象」となっているが、就学	【保育園入所・保育料負担について】

	「施策展開」	前と中学卒業後対象者に対する実際的、制度的な保障が足りないので以下のとおり提案する。 ・奨学金は学業優秀者に限らず、給付型を拡充 ・定時制高校の存続を大田区として東京都に要望 ・希望者全員が保育園に全入できるよう、保育園を拡充	子ども・子育て支援法においては、保育園の利用を希望する場合、就労や疾病等の保育を必要とする事由に該当する必要があるとしております。また、保育料の負担に関しましては、国が定める利用者の上限負担額を各階層において細分化し、世帯の負担能力に応じた保育料の設定を行っております。
31	第3章 「施策展開」	・学用品（ドリル・図工の教材費）を無償化してほしい ・中学・高校入学準備にお金がかかる。事前振込みしてほしい ・安心して働けるよう保育料を値下げしてほしい	多様な保育ニーズに応え、保育の必要な方に保育サービスを提供できるよう、引き続き保育所整備を進め、保育定員の拡充に努めてまいります。
32	第3章 「施策展開」	国の経済政策、社会福祉政策の転換のために、区として国の政策に対してきちんと意見を言うべき（義務教育の完全無償化、奨学金をすべて給付型とし規模拡大、正規雇用増、最低賃金を1500円に引上げ）。	【公園のあり方について】 今日の公園に対する区民ニーズの多様化の流れの中で、公園のあり方が問われていると認識しております。いただいたご意見にありますとおり「特徴ある公園」は、重要な視点であると考えますので、今後のあり方を検討するうえで参考にまいります。
33	第3章 「施策展開」	3つの柱に賛同する。 ・特別支援教育の充実・・・一人ひとりの教育ニーズに応じた個別プログラムの充実が必要 ・日本語特別指導の充実に加えて、小中学生の学習支援が必要 ・子ども学習支援事業・・・週1回→「週2回」必要 ・地域に根ざした公園・緑地の整備・・・保育園児でも移動可能な小学校区の公園を全体で1つの公園としてとらえ、特徴ある公園を増やす	【就学援助制度について】 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、移動教室参加費等を援助しております。対象は、生活保護法による教育扶助受給者、またはそれに準ずる世帯です。引き続き、経済的理由によって就学に支障が生じることのないよう、制度を運用してまいります。
34	第3章 「施策展開」	保活しなくても全員保育園に入れるようにしてもらいたい。まずそれが先で、幼児教育に予算をつける必要はないのではないか。	
35	第3章	養育力の向上を目的とする保護者への支援では、具体的な経済	なお、今後の各事業のあり方につきましては、平成29年度に新たに設置予定の「（仮称）おおた 子どもの生活応援プラン推進会

	「施策展開」	支援が必要（家賃補助、給食費の完全無償化）。	議」等において効果の検証を行い、いただいた意見の内容も含め事業の見直しを検討するなど、より一層の施策の充実に努めてまいります。
36 ～ 37	第3章 「施策展開」	給食は困窮した子どもが飢えないためのセーフティネットであるべきだと思うので、材料費高騰などで提供が難しい場合でも続けてほしい。 (同趣旨意見ほか1件あり)	【学校給食のあり方・保護者負担について】 学校給食法第11条では「学校給食に必要な施設整備に要する経費や運営に要する経費は学校設置者の負担とし、それ以外の経費（学校給食費）は保護者の負担とする」と規定しています。大田区ではこの規定に則り、保護者からお預かりした給食費はすべて、各学校において提供する給食の食材費として運用しています。なお、経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対しては就学援助費、生活保護費において給食費を全額支給しております。 また、給食に使用する食材費が高騰した場合でも、献立の工夫などにより、「学校給食摂取基準」を満たした給食の提供を確保してまいります。
38 ～ 43	第3章 「施策展開」	学校給食を無償化してほしい。 (同趣旨意見ほか5件あり)	【保護者への支援のあり方・方向性について】 子育てにおいて保護者が直面する生活の困難が、子どもの貧困を招く要因のひとつであると考えられることから、施策の柱2「生活・健康」において保護者の生活や子育ての支援などに関する事業に取り組むこととしています。 今後の各事業のあり方につきましては、平成29年度に新たに設置予定の「(仮称) おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」等において効果の検証を行い、いただいた意見の内容も含め事業の見直しを検討するなど、より一層の施策の充実に努めてまいります。
44	第3章 「施策展開」	p.70 のホームヘルプサービスについてあまり利用されていないが、拡充を検討するべきではないか。	
45	第3章 「施策展開」	p.40 で、養育費の取り決めの無いひとり親家庭が7割程度いることが示されている。対応する計画施策を示すべきである。例えば、離婚届提出時に区の窓口で養育費の取り決めに確認することは容易にできる。さらに、養育費の取り決めにサポートすることは、区役所が主体的に取り組めることなので取り組んでほしい。	
46	第3章「施策展開」	p.40 の「D 養育費」に関しては、支払い義務者への法的な強制力を強化する必要がある。元パートナーと関わりを持ちた	

		くないが為に受け取りを辞退する場合もあるので、間に行政が仲介して徴収する制度は効果があると思う。	
47	第3章 「施策展開」	貧困の連鎖を断つためには、親への教育も必要である（お金の使い方、生き方、生活の仕方、礼儀作法など）。教育だけではなく、生活のあり方や子どもたちの教育の姿勢のあり方を親も学ぶべきと思う。例えば所得によって無料になるカフェテリア（夜勤なども考慮して）などをつくり、まずだれでも集まれる環境をつくるべき。さらに状況にあった講義など親の学習を義務化するなど。	<p>【養育費取り決め支援について】</p> <p>戸籍届出の窓口では、離婚届書が提出された際に、面会交流・養育費の取り決めに関する記載の有無を確認しております。また、区のホームページからも法務省民事局のサイトを案内し、面会交流や養育費の分担を予め話し合い、取り決めをしておくことの重要性について周知しております。</p> <p>【ひとり親ホームヘルプサービス事業について】</p> <p>平成29年度から小学校6年生まで対象を広げ、仕事と家事の両立や一時的な疾病等への対応を支援することを検討しています。保護者の心のゆとりを生み出し、子どもとの会話などの機会創出につなげるなど、今後もひとり親家庭生活の安定を支援し、未来を拓く子どもたちや若者の成長を支える取組みを推進してまいります。</p>
48	第3章 「施策展開」	親が生活と家族の為に労働する時間が、親子・家族の時間を減らしている現状は貧困の連鎖につながる大きなポイントである。労働環境の改善、賃金の適正化など企業との協力も欠かせないと考える。区内企業で本アンケートに該当する生活困難者を雇用している場合は、該当者だけでなく企業へも何らかの優遇措置を取るなどは考えられないか。	
49	第3章 「施策展開」	再編成される児童館のいくつかを「子どもの居場所と学習支援」施設に転用すべき。2～3特別出張所ごとに1か所設置すれば、プランにある多様な課題について、地域をベースに考えられるのではないか。	<p>【児童館施設の活用について】</p> <p>廃止する児童館施設については、区の喫緊の課題である待機児解消対策として保育施設へ転用するほか、子どもに関する施策を推進するための施設として利活用したいと考えております。</p>
50	第3章 「施策展開」	教員が子どもたちと落ち着いて向き合える時間と精神的余裕を確保すべき。教員同士が互いに相談でき、子どもたちを見つめることを第一にする学校にしてほしい。それなくして学校外に相談機関をたくさん作っても根本原因は解決されない。福祉部と教育委員会の連携が必要。	<p>【教育と福祉の連携の推進について】</p> <p>教育と福祉の連携については、子どもの貧困対策を実施するうえで大変重要であると考えております。</p> <p>今後の各事業のあり方につきましては、平成29年度に新たに設置予定の「（仮称）おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」等</p>

51	第3章 「施策展開」	スクールソーシャルワーカーの人数を増やし生活支援も含めた対策が速やかに作れるようにすべき。	<p>において効果の検証を行い、いただいた意見の内容も含め事業の見直しを検討するなど、より一層の施策の充実に努めてまいります。</p> <p>多忙な教員の負担軽減については、校務システムの導入や部活動の外部指導員の配置等を行っており、今後も、事務改善等を推進して、教員が児童・生徒と向き合える時間の確保に努めてまいります。</p> <p>また、課題のある家庭等については、教員や学校のスクールカウンセラー、区教育委員会のスクールソーシャルワーカー（SSW）が仲立ちとなり、児童相談所や生活福祉課との連携を図って、解決をめざしており、この取組みをさらに推進してまいります。</p> <p>【SSWの配置充実について】</p> <p>不登校をはじめ児童・生徒の学校不適応が多様な要因で発生していますが、家庭環境や保護者の養育上の課題により福祉的支援が必要な子どもたちに対し、SSWが在籍校を基軸とした情報共有や関係機関との連携により、生活支援等につなげています。</p> <p>SSWについては、平成26年4月に2名配置し、28年5月に2名を増員、さらに同年10月に1名増員し、現在5名と体制を強化しながら支援を行っております。今後も関係機関との連携を一層深め、SSWの職務遂行上、必要不可欠な区行政との顔の見える関係を基本に、円滑な支援体制の構築に向け、体制の充実に努めてまいります。</p>
52	第3章	民生委員児童委員協議会ごとにプラン推進のためのチームを	【支援者との連携について】

	「施策展開」	作り、「ひとり親家庭訪問運動」などを行う体制を作れないか。	<p>本プランにおいては、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」を重要な考え方として位置付けています。</p> <p>施策の柱3「居場所・包摂」に掲げた事業を着実に実施し、区民や地域活動団体の自主的な活動への支援を通じて、子どもたちを温かく包み込むような社会の実現に取り組んでまいります。</p> <p>今後の各事業のあり方につきましては、平成29年度に新たに設置予定の「（仮称）おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」等において効果の検証を行い、いただいた意見の内容も含め事業の見直しを検討するなど、より一層の施策の充実に努めてまいります。</p>
53	第3章 「施策展開」	民生委員児童委員に学校から見守りが必要な児童、ひとり親世帯の情報を知らせていただき、日常の見守り、援助などを心がけていただきたい。	
54	第3章 「施策展開」	子ども食堂を区として責任を持って取組み、現在民間で行われているところは大幅に援助できるよう予算措置をしてほしい。	
55	第3章 「施策展開」	保護者が学校外での学習支援の存在を知らないことが多いので、地域にある団体の情報を集約し団体の認知度向上や底上げをすることも有効ではないか。	
56	第3章 「施策展開」	区内には、子どもの居場所や学習支援の団体が少なくない。このような活動をより推進するため、現在活動している団体によるネットワークづくりと協議会の設置を、できれば2017年度内に実現してほしい。また、区民活動団体に対する財源の確保も必要である。	
57	第3章 「施策展開」	不登校対策でケース会議に参加しているが、その場の意見交換で終わってしまい、後に生かされていないように感じる。	
58	第3章 「施策展開」	保育園、幼稚園や小中学校の新学期に就学援助申請希望をとるときに、子育て生活困難相談用紙と一緒に配布し、区の相談窓口に提出できるようにしてほしい。	
59	第3章 「施策展開」	制度を知らないため困窮から抜け出せないということがないように、必要とする人に積極的に周知してほしい。	<p>【相談体制・アウトリーチの考え方・方向性について】</p> <p>区が実施する各種支援の情報について、支援を必要としている方々へいかに確実に届けるかは大変重要な課題と捉えております。</p> <p>また、区をはじめとするさまざまな支援サービスが存在する中、相談者の状況に応じた支援を総合的に実施することが重要であり、平成29年度から「総合窓口ネットワーク機能」の構築に向けた検討を開始いたします。</p>
60	第3章 「施策展開」	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所や特別出張所などで子育て生活相談窓口を夜間休日に開設してほしい ・窓口を中心に子どもの貧困対策、生活困窮者対策、住宅担当 	

		課、福祉担当課、幼児教育担当課など関係部署が横のつながりをもって取り組むには窓口や担当職員を増やすことが必要。横のつながりが持てる時間の確保も必要	今後の各事業のあり方につきましては、平成 29 年度に新たに設置予定の「(仮称) おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」において効果の検証を行い、いただいた意見の内容も含め事業の見直しを検討するなど、より一層の施策の充実に努めてまいります。
61	第 3 章 「施策展開」	支援課題の範囲が広く、日常的なものであることから、受益者の現状に見合う支援プログラムを設計するための総合相談窓口の構築と日常生活の支援を行うサポート体制の構築が必要。 ・受益者インターフェースの構築 (①子どもの生活応援センター (総合相談窓口仮称) の設置 ②広報活動) ・活動の地域性・個的課題への対応 (①支援企業・非営利団体への助成 ②サポーター起用)	
62	第 4 章 「計画の推進」	個別施策は既存事業をまとめたに過ぎない。計画推進の意気込みがあるならば、計画 5 年間ごとに関連事業費総額を明示したらどうか。	【計画の推進の考え方・方向性について】 子どもの貧困は複雑・多様な要因により生じており、その解決のためには行政のみならず、地域全体で支援する仕組みが必要です。区民の皆様や地域で支援活動をされている団体、企業・事業者の皆様とともに、すべての子どもたちを温かく包み込むような地域社会の実現に取り組んでまいります。
63	第 4 章 「計画の推進」	子どもの生活応援プランと地域包括ケアシステムを特別出張所ごとに同時並行的に推進することを提案する (大森地域では、昨年「おおもり・まちづく協議会」を結成、地域内の 15 団体で住民の生活と安心を応援する活動を始め、経験を作り始めている)。	平成 29 年度に新たに設置予定の「(仮称) おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」等において本プランに掲げる各施策の効果検証を行い、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた重点事業を各年度において設定してまいります。子どもの貧困対策に関する施策は予算金額の多寡にとらわれず、効果を見極めながらさまざまな事業を総合的に実施することが重要と考えております。各事業のあり方については、いただいた意見の内容も含め事業の見直しを検討するなど、より一層の充実に努めてまいります。
64	第 4 章 「計画の推進」	どこまで母子家庭を応援してくれるのか素案ではわからない。どのように実行するのか。母子家庭には頼る場所がない。貧困対策は必要だが、母子家庭＝貧困と結び付けられると子どもが不憫である。このような気持ちをもった母子家庭はたくさんいると思う。 母子家庭の気持ちにも配慮して実行してほしい。専門団体には	

		意見を聞いたり、手伝ってもらうのか。行政でできることは限界が来ていると思うので専門団体の力を借りてやってほしい。若いお母さんには、今の母子家庭バッシングは特に辛い。行きやすい施設や相談場所は、お母さんが集まっている団体に聞くほうが早い。	なお、平成 29 年度の新規・拡充事業については、予算案の議決状況を踏まえ、計画策定時には素案時点の掲載事業に追加・修正いたします。
65	第 4 章 「計画の推進」	第 4 章では、区は国・東京都とも連携を強化すると示している。女性の社会進出・就労を支援するためにも男女の賃金格差の是正はもちろん、結婚、出産しても働き続けられる仕組み、育児休業を終えても同じ企業・職場に円滑に復帰できる仕組みなど、社会構造的問題にぜひ向き合ってほしい。	
66	第 4 章 「計画の推進」	大田区のめざす姿・基本的考え方に賛同する。実施のためには、就学前保育教育・学校教育にかかるお金は無償にすべき。家族の責任に押し付けるやり方ではなく、「子どもへの公的支出」を増やし、「子育ては家族の責任」から、「社会の責任」という立場で大田区の財政を子どもたちに使ってほしい。	